

自然エネルギー供給促進法案（議連統合案）の概要について

目的

結渴しないエネルギー資源の有効な利用及び温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化の防止を図り、もってエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及び環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に資する。

自然エネルギー生産の定義

太陽光発電、風力発電、水力発電（一定規模以上のものを除く。）、地熱発電、バイオマス発電、廃棄物として政令で定めるものを燃料とする発電、太陽熱利用、地熱利用、冷凍設備を用いた海水等の水を熱源とする熱利用、バイオマスを燃料とする熱利用、廃棄物として政令で定めるものを燃料とする熱利用等

国等の責務

国、地方公共団体、自然エネルギー生産者、エネルギー供給事業者及びエネルギー使用者の責務を定める。

自然エネルギー供給目標の策定等

1 自然エネルギー供給目標

政府は、自然エネルギー供給の目標を定め、公表しなければならない。

2 自然エネルギー生産者の認定

自然エネルギー生産者は、経済産業大臣に申請して、その自然エネルギー生産が政令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

3 自然エネルギー発電供給促進計画

電気供給事業者は、1の目標を踏まえ、自然エネルギー発電による電気の供給の促進についての計画を作成し、公表しなければならない。

4 買取り約款

(1)電気供給事業者は、自然エネルギー発電の種類ごとに、買取り料金等の買取り条件について、約款を定め、経済産業大臣に届出るとともに、公表しなければならない。

(2)(1)の買取り料金は、回避可能原価を下限として定めるものとする。

補助

1 自然エネルギー生産者に対する設備補助

国は、認定に係る自然エネルギー生産で経済性の面における制約がある一定のものに対し、その設備の設置について補助することができる。

2 自然エネルギー発電による電気の売渡しについての補助

(1)国は、認定に係る自然エネルギー発電による電気の売渡しについて補助することができる。

(2)補助の基準単価、補助対象者及び補助対象量は、経済産業大臣が実施し、自然エネルギー発電者（小規模な自然エネルギー発電者を除く。）が応札する入札により決定する。

(3)(2)の入札においては、自然エネルギー発電者が、売り渡す電気の電力量及び(1)の補助を受けない場合に売り渡すことが可能な単価と(2)の(1)の買取り料金との差額を入札する。

(4)補助の基準単価は、落札者のうちで2番目に高い差額に相当する額とする。

(5)補助金額は、自然エネルギー発電の種類ごとに基準単価に補助対象量を乗じて得た額を合算した額以内とする。

(6)国は、小規模な自然エネルギー発電者については、(1)に準じた措置が講ぜられるよう配慮を行う。

3 電気供給事業者に対する補助

国は、電気供給事業者に対し、自然エネルギーの買取りによって負担することとなる費用について、補助することができる。

その他

系統連系に関する指針の策定、経済産業大臣による指導及び助言、五年以内における見直しその他必要な事項を定める。